

芦都建第 584-1 号

平成 21 年 3 月 12 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 都 筑 省 三 様

芦屋市長 山 中 健

定期監査(工事監査)の結果に基づく措置について(通知)

平成21年2月3日付け、芦監報第21号で報告のありました定期監査(工事監査)の結果に基づき、都市環境部建築指導課において、下記のとおり措置を講じます。

記

1 特記仕様書について (監査報告書2(2)ウ)

本市では計画する工事規模内容に応じて、それぞれの工事に適用する特記仕様書を作成する場合がありますが、消防庁舎新築工事では公共工事の基準になるように編集された、社団法人公共建築協会監修の特記仕様書に準じた様式を採用しております。

また、同法人編の公共建築工事標準仕様書は建築物の品質・性能等の確保、設計図書作成の省力化・効率化、技術基準類の統一化及び施工の合理化を目的として編集されており、公共建築工事の工事契約の際の共通的な契約図書としても使用されております。公共建築工事標準仕様書で定める基準、規格類にも対応した特記仕様書の標準様式を大幅に変更することは、作業の正確性、効率性の面から困難であると考えます。

しかしながら、教示のとおり本工事特記仕様書において標準及び特記の両仕様を併記したものが多々記載されているなど、書式の構成に改善の余地がある部分について、特記仕様書の標準様式を活用するなかで、表現方法の工夫等により、わかりやすい書面の作成を検討いたします。

以 上